十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
	滑走路中心線標識	滑走路の縦方向の中心線	滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端	滑走路進入端から六メートルの場所
	移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端	陸上空港等の滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
（略）			

十八　（略）

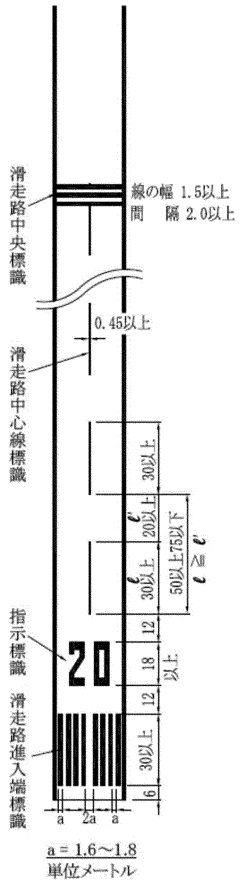
２・３　（略）

別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　幅が三十メートル以上の滑走路の場合



十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路標識	指示標識	進入方向から見た滑走路の方位を磁北から右まわりに測つたもの及び平行滑走路の場合は左側からの順序	滑走路進入端（着陸をしようとする航空機から見て手前にある滑走路（当該着陸に使用できる部分に限る。）の末端をいう。以下同じ。）に近い場所
	滑走路中心線標識	滑走路の縦方向の中心線	滑走路の縦方向の中心線上
	滑走路進入端標識	滑走路進入端	滑走路進入端から六メートルの場所
	移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端	陸上空港等の計器着陸用滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
（略）			

十八　（略）

２・３　（略）

別表第五（第七十九条関係）

１・２　（略）

３　指示標識、滑走路中心線標識、滑走路進入端標識及び滑走路中央標識

一　計器着陸用滑走路の場合

イ　幅が三十メートル以上の滑走路の場合

